

危険物新聞

第 5 9 3 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

編集 宮 崎 正 也
発行人

大阪市西区新町1丁目5番7号
四つ橋ビル

TEL 06(6531) 9 7 1 7・5 9 1 0

定価 1部 60円

危険物安全週間

全国一斉に 6月8日から

毎年、6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間に全国危険物安全週間が行なわれます。

今年も6月8日(日)から6月14日(土)まで全国でいっせいに実施されます。今年の安全週間中の重点項目としては、次の各項目が掲げられています。

(1) 危険物施設における保安体制の整備促進

- ① 立ち入り検査の集中的実施
- ② 自主保安体制の推進強化
- ③ 地下に埋設される危険物施設(タンク・配管等)からの漏洩事故防止対策の徹底
- ④ 製造所、一般取扱所等の事故防止対策の徹底
- ⑤ セルフスタンドなど給油取扱所における安全管理の徹底

(2) 危険物に関する知識の啓発普及

- ① 危険物安全週間の趣旨の徹底
- ② 講演会、研修会等の開催
- ③ 危険物取扱者等への指導

(3) 危険物保安功労者及び優良危険物関係事業所等の表彰

(財)全国危険物安全協会では、6月9日に全国危険物安全大会を、また、危険物安全推進講演会を10日(東京会場)、11日(大阪会場)で開催する予定です。

なお、大阪府においては6月を危険物安全月間と定め、本協会共催、府下消防長会協賛のもと6月18日、大阪市中央区のKKRホテルオオサカにおいて大阪府危険物安全大会が開催され、また府下各地域の消防機関でも数多くの記念行事が開催されています。

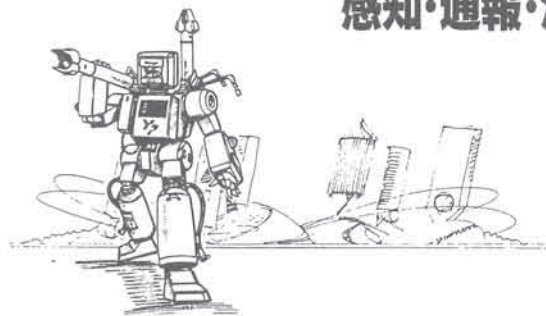


モデル：(女優) 米倉涼子さん



防災設備はさまざまな防災機器やシステムによる安全の構築です。
総合防災メーカーアマトロテクは「安全」を第一とし、最新の防災機器の研究開発を不断に実施しています。

防災における最適構築へのソリューションは、AMATO ROTECです。



かんじる しらせる けす
感知・通報・消火

・あ・り・び・と

アマトロテック株式会社

本社 〒537-0001 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)6976-0701代 東京本社 〒108-0071 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代

札幌支店 仙台支店 仙台支店 仙台支店 仙台支店 仙台支店 仙台支店 仙台支店 仙台支店 仙台支店

移動タンク貯蔵所等 の立入検査結果 (H14年11月実施分)

消防危第4号、平成15年1月15日付
消防庁危険物保安室

昨年の11月に全国で移動タンク貯蔵所等の立入検査が重点的に実施されてきましたが、消防庁危険物保安室ではその検査結果をまとめ各都道府県や関係機関に保安室長名で通知(消防危第4号、平成15年1月15日付)しました。

それによりますと移動タンク貯蔵所等危険物運搬車両の基準不適合の割合はここ5年間の中で最も高くなっています。

以下にその要旨を掲載いたしますので、移動タンク貯蔵所等の危険物運搬事業等関係者の皆様は注意を喚起されると共に一層の安全対策の徹底をお願いいたします。

記

1 移動タンク貯蔵所を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 移動タンク貯蔵所の設備、維持管理に関する事項
- ア 移動タンク貯蔵所の定期点検を実施し、その結果を車両に備え付けておくこと。特に水圧試験を5年以内の期間ごとに1回以上実施すること。

- イ 電気設備、接地導線の不良箇所(断線等)がないように維持管理に努めること。
- ウ 貯蔵する危険物に係る表示及び標識を適正に掲げるとともに維持管理に努めること。
- エ 必要な消火設備(消火器は2個以上)を設置するとともに維持管理に努めること。

(2) 貯蔵、取扱い及び移送に関する事項

- ア 乗車する危険物取扱者の危険物取扱者免状の交付年月日又は保安講習を受けた年月日を確認するなどにより、危険物取扱者に計画的に保安講習を受講させること。
- イ 危険物取扱者の乗車及び危険物取扱者免状の携帯を移送前に確認すること。
- ウ 移送前の点検及び移送に際しての細心の注意を怠行すること等、移送の基準の遵守を徹底すること。
- 特にマンホールのふたや底弁の閉め忘れ等に注意すること。
- エ 完成検査済証、点検記録等備付けを要する書類を常時車両に備え付けておくこと。

(3) その他

- イエローカードの携行を徹底すること。

2 危険物の運搬車両を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 指定数量以上の危険物を運搬する車両には標識及び消火器を設置するとともに点検等を行い維持管理に努めること。
- (2) 運搬前に、法令に定められた積載方法によっているかどうかの確認を徹底すること。
- (3) イエローカードの携行を徹底すること。

時代をリードする
アクション&ハイテクノロジー

SUPER GYRO LADDER ACT
先端回転はしご車 MLJS4-30
高所等での消火・救助活動をサポートする
先端のはしごが回転する内蔵的なはしご車



SUPER GYRO LADDER WT
水路付はしご車 MLGS4-30W
高所等での消火活動に威力を発揮する
大容量放水の水路付はしご車



MORITA

NEW KOMBINAT SYSTEM

大型専用放水車
MQA2-22



大型化学車
MC-BC



〔省力化合格機種〕

泡盛濃縮送車

株式会社モリタ MORITA

〒544-8525 大阪府東淀川区東長田1-15-20
Tel: 06-6756-0110 Fax: 06-6754-3461
東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 岡山 和歌山

〈別添 1〉

移動タンク貯蔵所の立入検査結果

1 総括表

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所									危険物運搬車両			協賛機関と況の
			実施車両数		不 適 合 車 両 数	合 計 車 両 数	無 許 可 車 両 数		不 適 合 車 両 数	合 計 車 両 数	実 施 車 両 数	不 適 合 車 両 数	認 識 状 況 不 良 車 両 数		
			うち他行政庁	(a)			うち他行政庁	(b)						うち他行政庁	
道路上	700	988	3,949	2,427	960	542	12	7	972	549	455	112	6	有 975 無 13	
常置場所	455	5,735	13,201	41	2,485	12	29	1	2,514	13					
危険物の積めおろし場所	68	362	1,306	414	200	79	1	1	201	76	196	24	0		
その他	278	822	9,071	57	1,724	3	16	1	1,740	4	335	18	0		
合計	※ 874	7,907	27,527	2,939	5,369	632	58	10	5,427	642	948	154	6		

- (注) (1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。
- (2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては、貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造、設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては、運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
- (3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。
- (4) 移動タンク貯蔵所の不適合車両数又は無許可車両数の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数でうち数である。
- (5) ※の「実施消防機関数」の合計欄は、延べ数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合計		
	実施車両数	不適合車両数等	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数等	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数等	不適合率(%)
平成10年度	27,306	5,004	18.33	1,344	209	15.55	28,650	5,213	18.20
平成11年度	27,382	5,282	19.29	1,207	203	16.82	28,589	5,485	19.19
平成12年度	28,242	4,981	17.64	1,077	161	14.95	29,319	5,142	17.54
平成13年度	27,841	5,461	19.61	1,070	156	14.58	28,911	5,617	19.43
平成14年度	27,527	5,427	19.72	948	154	16.24	28,475	5,581	19.60

(注) 「不適合車両数等」には、無許可車両数を含む。

3. 基準不適合車両の項目別内訳

項 目		不適合車両数		増減数			
		14年度	13年度				
移動タンク 貯蔵所	貯蔵、取扱の 基準不適合 (法10条3項)	許可品目以外の貯蔵(令24条1号)		42	40	2	
		貯蔵、取扱いの不備による漏えい等(令24条8号、令26条1項7号)		62	74	-12	
		完成検査済証等備付け義務違反(令26条1項9号)		659	765	-106	
		その他の貯蔵、取扱の基準違反 (令24条～27条(上記の各項号を除く))		233	222	11	
		小 計		996	1,101	-105	
	設備等の基準 維持義務違反 (法12条1項)	常置場所に係る基準不適合(令15条1項1号)		85	106	-21	
		タンク本体に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号)	塗料の剥離発錆	344	306	38	
			変形、破損	24	30	-6	
			漏えい有	1	1	0	
			その他	61	61	0	
		附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号(防波板を除く)、5号、6号)	変形、破損	57	41	16	
			機能不良	106	96	10	
			その他	89	104	-15	
		配管、弁等に係る基準不適合 (令15条1項9～12号)	変形、破損	50	56	-6	
			漏えい有	2	3	-1	
			機能不良	211	177	34	
		電気設備、接地導線の不良等(令15条1項13号、14号)	その他	184	210	-26	
			表示、標識の未掲示等 (令15条1項17号)	782	834	-52	
		消火器の未設置等(令20条)	未掲示、不足	87	102	-15	
			その他	523	619	-96	
		その他の設備等の基準不適合(令15条1項(上記各号を除く))	未設置、不足	118	121	-3	
			その他	807	861	-54	
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条2項)	571	697	-126			
	給油タンク車の特例基準不適合(令15条3項)	4	1	3			
	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条4項)	0	0	0			
	1	0	1				
	小 計	4,104	4,422	-318			
	移送の基準不適合 (法16条の2)	危険物取扱者無乗車(法16条の2・1項)		20	32	-12	
		運転要員不足(令30条の2・2号)		3	3	0	
		危険物取扱者免状不携帯(法16条の2・3項)		88	94	-6	
		その他の移送基準に係る不適合(令30条の2・1号及び3～5号)		27	14	13	
	小 計		138	143	-5		
	定期点検に係る義務違反(法14条の3の2)		1,943	2,087	-144		
		水圧試験 未実施	842	840	2		
危険物取扱者の保安講習義務違反(法13条の23)		752	759	-7			
合 計		7,933	8,512	-579			
危険物 運搬車両	運搬容器の技術上の基準不適合(令28条)		8	7	1		
	運搬の基準 不適合 (法16条)	積載方法基準不適合 (令29条)	収納、表示不適合 (令29条1号、2号)		8	27	-19
			漏えい有		0	0	0
			積載不適合(令29条3号、4号、7号)		37	42	-5
			積重不適合(令29条5号)		1	1	0
			混載不適合(令29条6号)		1	0	1
		小 計		47	70	-23	
	運搬方法基準不適合 (令30条)	標識 (令30条1項2号)	未掲示、不足	17	18	-1	
		その他		23	26	-3	
		消火器 (令30条1項4号)	未設置、不足	33	28	5	
		その他		56	66	-10	
小 計		23	12	11			
合 計		152	150	2			
合 計		213	227	-14			

〈別添 2〉

第 1 検査結果に基づく不適合項目

1 違反の多い項目 * 1

(1) 移動タンク貯蔵所関係 * 2

- ア 定期点検に係る義務違反 …… 1,943件(7.1%)
(うち、水圧試験未実施 842件(3.1%))
- イ 消火器の未設置等 …… 925件(3.4%)
(うち、消火器の未設置、不足 118件(0.4%))
- ウ 電気設備、接地導線の不良等 …… 782件(2.8%)
- エ 危険物取扱者の保安講習義務違反 …… 752件(2.7%)
- オ 完成検査済証等の備付け義務違反 …… 659件(2.4%)
- カ 表示、標識の未掲示等 …… 610件(2.2%)
(うち、表示、標識の未掲示、不足 87件(0.3%))

(2) 危険物運搬車両関係

- ア 消火器の未設置等 …… 89件(9.4%)
(うち、消火器の未設置、不足 33件(3.5%))
- イ 標識の未掲示、不足等 …… 40件(4.2%)
(うち、標識の未掲示、不足 17件(1.8%))
- ウ 積載方法不適合 …… 37件(3.9%)

2 前 1 以外の主な違反項目

(1) 移動タンク貯蔵所関係

- ア タンク本体の塗料の剥離発錆 …… 344件(1.3%)
- イ 配管、弁等の変形、破損、機能不良 …… 261件(0.9%)
- ウ 附属装置の変形、破損、機能不良 …… 163件(0.6%)
- エ 危険物取扱者免状不携帯 …… 88件(0.3%)
- オ 常置場所に係る基準不適合 …… 85件(0.3%)
- カ 貯蔵、取扱いの不備による漏えい等 …… 62件(0.2%)
(うち、マンホールの蓋不適合 27件(0.1%))

(2) 危険物運搬車両関係

- ア 収納、表示不適合 …… 8件(0.8%)
- イ 運搬容器の技術上の基準不適合 …… 8件(0.8%)

第 2 イエローカードの携行状況 * 3

- 1 移動タンク貯蔵所 携行率97.8% (402台/411台)
- 2 危険物運搬車両 携行率83.3% (55台/ 66台)

* 1 違反の多い項目は最近の5年間変わっていない。
* 2 立入検査実施車両数に対する割合を示す。
* 3 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油、動植物油類に係るものを除く。

お好きな色を…!
 お客さまの声をカタチにできるプランナーを目指します。
 おかげ様で100年の長きにわたり消火器・消火設備の総合メーカーとして歩むことができました。長い歩みを振り返り、私たちが考える将来の企業像は「もっとお客様に近い会社」であること。謙虚な気持ちで原点に立ち戻り、お客様のニーズに合った商品開発・ご提案を通じて、社会の利益に貢献したいと考えています。

HATSUTA
 株式会社 初田製作所

本 社 〒573-1132 大阪府枚方市稻原田道3-5 TEL (072) 856-1281
 東京支社 〒140-0013 東京都品川区南大井2-9-3 TEL (03) 5471-7411
 関西支社 〒555-0013 大阪市西淀川区千鳥1-5-47 TEL (06) 6473-4870



空調設備機器製造・販売

独自の技術により、正確・安全
 ローコストを追求する

GIKEN
 TEL 06(6358)9467 (代表)

オイルタンク用液面計
 遠隔式警報ユニット液面計
 各種液体タンク用液面計
 フロートスイッチ・微圧スイッチ
 タンク部品一式

株式会社技研
 〒530-0043 大阪市北区天満4丁目11番9号 工研ビル ☎6358-9467-8



安全への道 25

「念には念を入れ」

三村 和男

アンマン国際空港で毎日新聞記者が、取材中に拾った手榴弾（まさか爆発するとは思わなかった）が手荷物検査中に爆発、3名の死傷者がでる事故があった。

工場における運転、作業でもこのような思い込み、判断ミスによる事故は後を絶たない。

筆者はこんな事故に関わったことがある。ある反応設備の原料仕込みタンクへの触媒投入ミスである。

午前4時頃、若いオペレーターは上司から作業指示メモで「触媒をいつもと同じように2袋入れること」と指示され、いつもと同じ場所に置いてある2袋を投入。運転中に温度が異常上昇したためマニュアルに従って反応槽の緊急放圧と液の抽出しを行った。その結果設備の破壊、漏洩は全くなかった。

事故原因は、触媒の過剰投入であった。いつもと同じ2袋の中、1袋の触媒量が通常の1.5倍であった。つまり、通常は10kgと5kgであるが、前日5kg入りを技術グループが借用し、返却する際10kg入りを現場に置いていったものをそのまま使用した。袋のサイズを揃えるなど配慮に欠けていた。

人間は一度思い込んでしまうと、そのことに必要な判断を省略してしまう。日常生活でも経験している。

判断とは、五感によって周辺から意味のある情報（異常または安全を確認するためのもの）を把握し、それを過去の経験、記憶している関連情報と照合しながら行動への意思決定をすることである。従って経験の乏しいこと、あいまいな記憶は判断を誤りやすい。

また、時間的に切迫していたり、感情的、心理的、身体的な条件によっていつも適切な判断ができるとは限らない。ヒューマンファクターの研究者によると判断に影響する要因として次のことを挙げている。

○経験、知識、技能（浅いと判断力低下、判断遅くれ）

- 焦り、慌て（早合点、思い込み、判断力低下）
- 過緊張（判断力低下、判断遅くれ）
- 疲労（判断力低下、判断遅くれ）
- 数値化が難しい事象（判断の迷い）

●一般的に人は、経験のない新しい事態に遭遇すると慎重に観察し、情報を集め、確かめてからどうするかを考えて、その結果を見ながら少しずつ実行するといわれる。すなわち慎重に対処する。しかし、経験を積んでくると判断力が高くなりミスも少なくなるが、その反面、経験による独自の判断基準（自分に都合のよい基準）ができ上がってしまう。このためルール無視や判断の省略（チェックリストの読み飛ばし、確認の手抜きなど）といったマイナス面が生じてくる。つまりベテランの落とし穴であり、実際にもベテランの「ボカミス」・「ウツカリミス」は少くないようである。若いオペレーターはベテランの行動を意外とよく見ており、良くないことも真似るようになる。ベテラン、管理監督者は心すべきである。

●疲労について、先述の触媒の投入ミスによる事故も大脳の活動指標に関するデータから判断力が大きく低下する時間帯（4～6時）であった。シフト勤務者に対する配慮が必要であろう。

●数値化が難しい事象については、具体的な基準が、作りにくいので判断に迷いが生じ、判断に個人差がでやすいであろう。

最近、航空関係の人間工学研究会で、空中衝突を避けるため、パイロットは、自動衝突防止と管制官の指示のどちらを信じるべきかについて議論された。意見は分かれていた。機械を信じるか人間を信じるかである。パイロットでない筆者には判断しかねるが、最近相次いで起きている空中でのニアミス（01・1月 静岡上空）および空中衝突事故（02・7月 ドイツ上空）を考えると難しい問題である。最近、この問題についての考え方を国際的に統一する動きがあるようである。類似の視点から運転の見直しが望まれる。

いつも安全サイドに立った適切な判断をするには、平素から知識を深め、小さな経験の積み重ねとともに「岡目八目」のごとく、常に客観的かつ柔軟な思考ができるよう平静な態度を養う必要がある。

職場にどんな事例があり、どう対応してきたか、今後さらにどうしたらよいか皆で考えてみよう。

平成15年度 保安講習
6月23日より開催

保安講習の制度について

この講習は、消防法第13条の23に定められた、いわゆる法定講習です。

危険物製造所等(化学工場、油槽所、塗料販売店、ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設)で危険物の取扱いに従事している危険物取扱者(危険物保安監督者も含む)は、定められた期間内に受講しなければなりません。

定められた受講期限は、原則として危険物の取扱いに従事した日から、1年以内(ただし、免状を取得した日、または前回講習会を受講した日から3年以内)となっています。(規則第58条の14)

また、受講義務者が、受講期限内に受講しないときは、消防法違反となり、免状の返納を命じられることがあります。

なお、大阪府下における講習は、平成15年6月23日から平成16年2月18日にかけて、次の5業種区分に分けて開催しますので、原則として区分別講習を受講して下さい。

- ① 化学工場関係の部
- ② コンビナート関係の部
- ③ 給油取扱所関係の部
- ④ タンクローリーの部
- ⑤ 一般の部

〔関係書類は府下消防本部・消防署で配布中〕

受講手続の要領について

- ① 予約申込書(所定の往復ハガキ：府下各消防本部予防課又は消防署予防係で配布、ただし出張所には置いてないことがあります。)に、希望する会場等を記入して、郵送して下さい。

ただし、1事業所において、受講者が複数、受講日が異なる場合等は、封筒で一括して送付してください。

その場合は、返信用角封筒(切手貼付)を同封願います。

- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキ(申請書)で、通知します。

(通知は、おおむね受講日の2～3週間くらい前に郵送の予定)

- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書(返信ハガキ裏面)に受講手数料(4,700円の大阪府証紙：申請場所で発売)を貼付して、申請のこと。申請手続きを終了すると、受講票及びテキストを交付します。
- ④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料及び提出書類は一切返却できません。

受講について

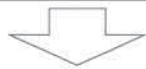
- ① 講習当日、本人が受講票・テキスト及び免状を持参し、所定の講習を受講して下さい。
- ② 受講終了者には、免状に受講済印を押印し交付。
- ③ 講習時間は3時間。(開講時間は、講習会場により若干異なります。)

〔問合せ先〕

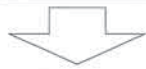
〒550-0013 大阪市西区新町1-5-7 (四ツ橋ビル)
 (財)大阪府危険物安全協会
 電 話 06-6531-9717

受講手続きの流れ

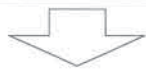
所定の往復ハガキで受講日(第1～3希望日まで)を記入の上、郵送する。



申込手続きの日時・場所の通知及び受講日の決定通知の返信ハガキが返送される。



返信ハガキを持って、通知のあった日時・場所で受講申請の手続きをします。
 (手数料の証紙4,700円は申請会場で販売します。)
 手続終了の際、受講票とテキストをお渡します。



講習日に受講票・テキスト・免状・筆記用具を持って受講します。
 講習終了後、免状に受講済の大阪府知事証印を押印します。

平成15年度 大阪府危険物取扱者保安講習日程表(15年6月23日～16年2月18日)

◇一般の部

回	開催日時(予定)	講習会場	所在地又は最寄駅
1	6月23日(月)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
2	6月24日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
4	7月2日(水)午後	大阪府商工会館	〃
5	7月4日(金)午前	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
9	7月9日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
10	7月10日(木)午後	泉大津市民会館	南海・本線・泉大津駅
11	7月11日(金)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
14	7月23日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
16	7月28日(月)午後	大阪府商工会館	〃
17	7月29日(火)午後	泉佐野市消防本部	南海・JR・りんくうタウン駅
18	7月30日(水)午後	貝塚市民福祉センター	南海・本線・貝塚駅
21	9月9日(火)午前	豊中市消防本部	阪急・宝塚線・豊中駅
22	9月9日(火)午後	豊中市消防本部	〃
23	9月11日(木)午前	茨木市福祉文化会館	JR・阪急・茨木駅
25	9月12日(金)午後	松原市消防本部	近鉄・南大阪線・河内松原駅
29	9月22日(月)午後	和泉市立人権文化センター	JR・阪和線・信太山駅
36	10月15日(水)午後	守口門真商工会議所	京阪・門真市駅
37	10月16日(木)午後	八尾市消防本部	八尾市高美町5-7
40	10月23日(水)午前	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
43	10月27日(月)午前	北河内府民センター	京阪・枚方市駅
44	10月27日(月)午後	北河内府民センター	〃
45	10月28日(火)午後	柏羽藤消防本部	藤井寺市青山3-613-8
46	10月29日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
47	10月30日(木)午前	高槻市消防本部	JR・阪急・高槻駅
48	10月30日(木)午後	高槻市消防本部	〃
50	11月13日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
51	11月21日(金)午後	富田林市消防本部	近鉄・南大阪線・富田林西口駅
52	12月1日(月)午後	大東市消防本部	JR・片町線・住道駅
53	12月3日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
54	12月5日(金)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
55	2月9日(月)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅

◇一般の部

回	開催日時(予定)	講習会場	所在地又は最寄駅
56	2月10日(火)午後	茨木市福祉文化会館	JR・阪急・茨木駅
57	2月12日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
58	2月16日(月)午後	大阪府商工会館	〃
59	2月17日(火)午前	*臨海センタービル	堺市石津西町7
60	2月18日(水)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅

◇化学工場関係

回	開催日時(予定)	講習会場	所在地又は最寄駅
7	7月8日(火)午前	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
13	7月18日(金)午後	大阪府商工会館	〃

◇コンビナート関係

回	開催日時(予定)	講習会場	所在地又は最寄駅
39	10月22日(水)午後	住友金属工業(株)	JR・桜島線・安治川口駅
49	10月31日(金)午後	住友金属工業(株)	〃

◇給油取扱所関係

回	開催日時(予定)	講習会場	所在地又は最寄駅
6	7月4日(金)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
8	7月8日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅
12	7月17日(水)午後	大阪府商工会館	〃
15	7月24日(水)午後	大阪府商工会館	〃
19	7月31日(水)午後	岸和田浪切ホール	南海・本線・岸和田駅
24	9月11日(水)午後	茨木市福祉文化会館	JR・阪急・茨木駅
41	10月23日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・本町駅

◇タンクローリー関係

回	開催日時(予定)	講習会場	所在地又は最寄駅
20	9月6日(土)午前	大阪府トラック総合会館	JR・環状線・京橋駅
28	9月20日(土)午後	大阪府トラック総合会館	〃
32	10月6日(月)夜	*臨海センタービル	堺市石津西町7
35	10月14日(火)夜	*臨海センタービル	〃

注1. 保安講習の講習時間は3時間です。

(開講時間は、講習会場によって若干異なります)

注2. 会場欄に*印の会場は駐車可。

(ただし、堺市民会館は有料)